

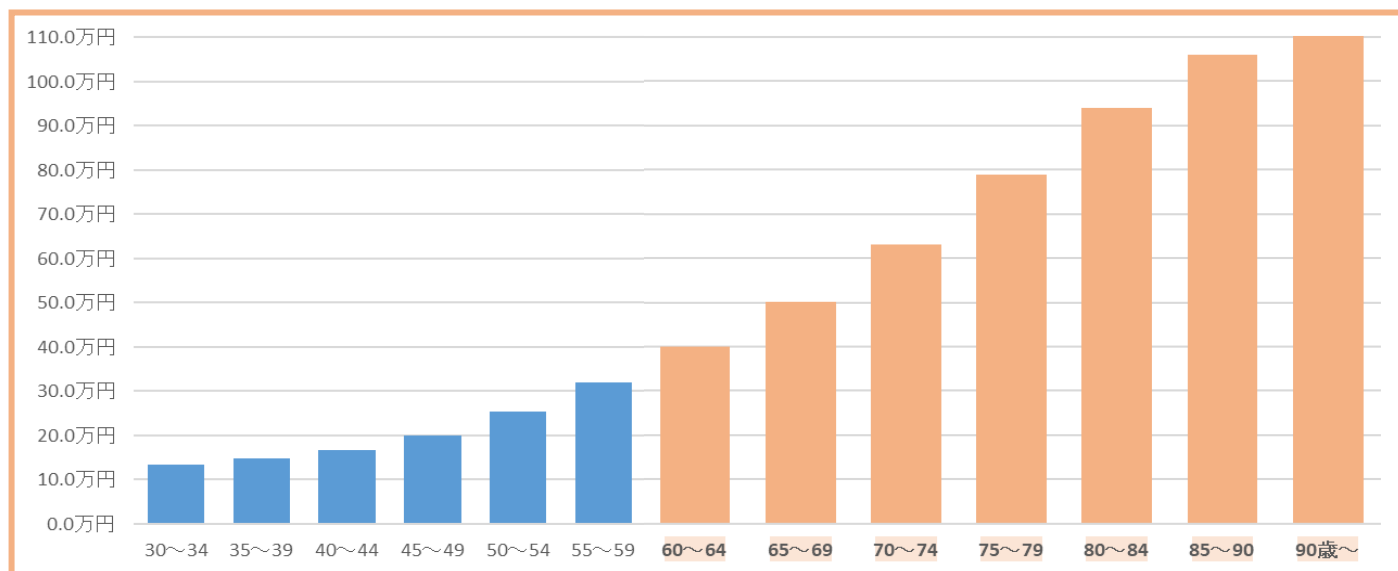
令和6年度 退職互助部加入のご案内

「現職中は特に病気もなく健康だったけど、退職したら何かと病院に掛かることが多くなった」「医療費の負担も大変だ」そんな声をよく聞きます。

下の表を見ると分かるように30歳代に比べると60歳代にかかる医療費は約3～4倍となっています。

長寿大国となった日本では、平均寿命と平均余命も延びており、医療費の負担も上がっていきます。

年齢階級別に見る国民一人当たりの年間医療費



(厚生労働省「令和元年度 国民医療費の概況」より作成)

～先行きが不透明な将来だからこそ、現職中から少しずつ備えましょう～

ご家族の方と一緒にこのパンプレットを参考に退職互助部加入をご検討ください。

一般財団法人 長崎県教職員互助組合

住 所：〒850-8566 (互助組合の個別番号です)
長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内
電 話：095-824-4721 (代表)
E-Mail：s40079@pref.nagasaki.lg.jp
H P：https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/



医療補助金事業について

～ 終身にわたって医療費の負担をサポート！～

退職後、終身にわたって、保険診療による医療費の自己負担額の一部を補助する事業です。

※介護保険分は対象外

- 保険会社の医療保険とは異なり、疾病内容の告知は不要。
- 通院のみでも給付対象
- 入院日数に制限はありません。
- 調剤薬局での処方せん代も対象

□給付内容 ※令和4年10月1日以降

【70歳未満】

保険診療の一部負担額の月合計（入院外来別）から3,000円控除後の50%を終身給付（100円未満切捨）

※給付限度額 入院、外来それぞれ15,000円/月

【70歳以上】

保険診療の一部負担額の月合計（全て）から6,000円控除後の50%を終身給付（100円未満切捨）

※給付限度額 20,000円/月

例：1ヶ月に保険診療分合計で15,000円を支払った場合（70歳未満、外来のみ）

医療補助金 6,000円

実質自己負担 9,000円

$(15,000円 - 3,000円) \times 50\%$



☆☆☆ 医療補助金以外の事業一覧 ☆☆☆

現職中に加入者のみが受けられる事業（リフレッシュ活動費）のほか、医療補助金以外にも退職後の生活を終身にわたりサポートする事業を実施しています。

※令和5年4月1日現在

事業名	事業内容	給付額/備考
★現職中 に受けられる事業		
リフレッシュ活動費	年度中に45・55歳を迎える、退職互助部加入者を対象として給付金を支給	該当時に各々2万円を給付金送金口座へ送金 ※退職互助部加入者のみ対象!
退職後に受けられる事業		
検(健)診・ドッグ補助	各種検(健)診やドッグを受診したときの補助	年度1万5千円を限度に補助
福祉給付金	身体障害者手帳1級・2級及び、福祉医療費受給者証を所持している方に年1回給付	毎年1万円 自動給付
宿泊補助	指定旅館を宿泊利用したとき、1泊2,000円の補助	1人年度3泊まで利用可
長寿祝金	77歳(喜寿)、88歳(米寿)、99歳(白寿)の年齢に達したとき祝金を贈呈	該当年齢時に1万円を自動給付
弔慰金	退職組合員・退職加入配偶者が亡くなったとき給付	退職後の在会年数に応じて10万円～5千円
セカンドライフサポート事業	退職後の生活に役立つ情報の提供、支部の枠を越えた組合員同士の交流を目的に、各種セミナーやランチをセットにしたランチセミナーを実施	・参加経費の半額程度を補助 ・秋頃に毎年度開催 ※会場・セミナー内容は毎年度変更
提携施設等割引事業	互助組合員証提示により提携施設と取り決めた割引・特典が受けられる	(提携施設) レジャー・スポーツ施設、旅行社、レンタカー、鍼灸院 等
支部事業	支部組合員相互の交流を図るため、支部企画運営の事業を実施(県内15支部と福岡支部の16支部)	研修旅行、スポーツ大会、趣味の会、支部だより発行 等
広報誌の発行	互助だより(退職互助部編)を年3回発行	(発行月)5月、9月、3月
ふるさと便り	福岡県以外の県外にお住まいの方に地元長崎の近況をふるさと便りとしてお届け	隔年ごとに発行

※互助組合ホームページにも詳細な内容を掲載していますので、併せてご確認ください。

◇◆◇ 医療補助金のポイント ◇◆◇

Point 1 退職互助部の医療補助金と民間保険会社の医療保険の違い

退職互助部は教職員独自の制度であり、掛金は現職中に払込みが完了し終身で利用可能です！

※令和4年10月1日以降		退職互助部の医療補助金事業	生保などの医療保険商品
資格		告知不要、審査なし	事前告知や審査が必要な場合が多い
掛金		給料月額5/1000(月40万円の場合2,000円)を、給与からの引去りで現職中に240回(20年間)納入 ※退職後の掛金は一切不要！	月額、数千円から数万円 ※保障内容等による。
補 助 (保 障)	対象	「保険診療」であれば全て対象 ※入院日数に制限なし	疾病内容等に制限がある (入院・入院前後の通院・ケガに限るなど)
	病气やケガによる入院	○ (受診月毎に給付限度あり)	○ (支払日数、給付額に制限)
	手術	○	○ (一時金として)
	かぜなどで通院	○	×
	ケガで通院	○	×
	眼科、耳鼻科へ通院	○	×
	歯科医院へ通院	○	×
	リハビリで通院	○	×
	整骨院へ通院	○ (保険診療のみ)	×
	鍼灸で通院	○ (保険診療のみ)	×
	処方せん薬局	○	×
	先進医療	×	△ (プランによる)
	期間	終身利用可能	原則として、保障年数や年齢に制限がある
給付内容	(100円未満切捨) 【70歳未満】 入院外来別にひと月の医療費から3,000円控除後の50%を給付 ※ 給付限度 各々15,000円 【70歳以上】 ひと月の医療費から6,000円控除後の50%を給付 ※ 給付限度 20,000円	保障プランによる	
手続・申請	各自請求用紙で、互助組合へ請求 ※Webでの申請も可能！	保険金の振込みまでに保険会社とのやり取りを複数回行ったり、医療機関に診断書(通常、文書料の支払いが発生)を発行してもらい、申請時に添付して請求する。	

Point 2 退職互助部掛金と民間医療保険の掛金比較

ある民間の医療保険
107.1万円

ある民間の終身医療保険に加入した場合の
保険料月額 **4,465円**

けがや歯科などの通院は対象外！



【上記保険料の条件】※ネット申込民間保険により試算

40歳加入、入院日額5千円、通院特約なし、1回の入院60日を限度、60歳払込完了の場合(240回)

民間の医療保険と比べても断然！お得なんです♪♪

退職互助部
掛金
約47.7万円

令和4年度末退職者の退職互助部掛金平均額
= 1,988円/月(本人のみ加入) × 20年間(240回)

退職互助部制度について尋ねたい！



そもそも互助組合ってなに？

回答

- ・長崎県の条例（職員の互助共済制度に関する条例）により設置された団体です。教職員への福利厚生事業を行っています。（※共済組合とは別団体になります）

回答

- ・組合員とその配偶者の方の**退職後の生活をサポート**する制度で、増加する医療費の補助を中心に福利厚生事業を行うことを目的に、昭和48年に創設された制度です。

退職互助部制度というのは？



回答

- ・退職後の医療費や検診費用に対して、**終身にわたって**補助が受けられます。また、現在高齢者の退職組合員の方からも、加入していてよかったとの声を沢山いただいています。

加入するメリットは？

回答

- ・給料月額5/1000（配偶者も同時加入の場合は10/1000）を給料からの自動引落としにより、240回（20年間）積立えます。
※退職後の掛金のお支払は、一切ありません。

掛金はどのくらい必要？



【手続き方法】

「退職互助部新規加入申込みについて（ご案内）」を同封していますので、様式退第1号「退職互助部加入申込書」に記入の上、互助組合へ送付して下さい。



加入対象者：満33歳～40歳の互助組合員及び、その配偶者
満40歳以上の新規採用者及び、その配偶者

※ 配偶者も同時に加入ができます。年齢制限や扶養の有無は問いません。

掛 金：給料月額5/1000（配偶者と同時加入の場合は10/1000）

※ 令和6年4月の給与から引去りを開始します。

★ 当年度中に45、55歳となられる方も今回申込をすることで、リフレッシュ活動費（事業一覧参照）の対象となり、令和6年度に自動給付します。

★ 退職時に退職組合員への切替を希望しない場合は、積み立てた掛金は全額返金します。